⑶　再審査を希望する場合
①　当機構が指定する「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」
②　前記２⑸㋑②③④⑤の書類
（なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合には、変更“後”の全省庁統一資格の資格審査結果通知書（写し））
③　返信用封筒（第１種定形郵便物仕様で80円切手貼付したもの。送付先を記載のこと。なお、当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた場合は不要です。）
⑷　変更の届け出を行ううえでの注意事項
①　当機構における初度の申請を事前確認手続き申請により行っていた者が、当機構に対して上記６⑴⑵又は⑶の変更届けを行った場合、国（中央省庁）の全省庁統一資格の資格審査結果通知書内容が変更になるものではありませんので注意してください。
②　当機構変更届を受理後、変更後の競争参加資格認定通知書を発行するのは、当機構に対する初度の申請が当機構独自審査申請であったものに限ります。

（別記１　付与数値）
［掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）］
⑴　年間平均（生産・販売）高（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額　（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数　（数値左側：物品の製造、右側：物品の製造以外）

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計　（最高点）100

（別記２　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲）
［掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲］
⑴　物品の製造

①　90点以上		：A
80点以上	90点未満	：B
55点以上	80点未満	：C
55点未満		：D

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満
⑵　物品の販売、役務の提供等

①　90点以上		：A
80点以上	90点未満	：B
55点以上	80点未満	：C
55点未満		：D

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満
⑶　物品の買受け

①　70点以上		：A
50点以上	70点未満	：B
50点未満		：C

②　Ａは1,000万円以上、Ｂは200万円以上1,000万円未満、Ｃは200万円未満

競争参加者の資格に関する公示

平成22年度において日本たばこ産業株式会社の競争契約の参加資格を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
なお、競争契約は、下記１⑴①～⑤および⑵①に掲げる調達機関ごとに行います。
平成22年１月12日
日本たばこ産業株式会社
調達部長　深澤　元博
◎調達機関番号　108　◎所在地番号　13
１　調達する物品の種類（契約の種類）ごとの調達機関（納入場所）
⑴　燃料油類（物品の購入）
①　郡山工場　福島県郡山市外河原８－１
②　中日本原料本部　福島県須賀川市茶畑町25－１
③　小田原工場　神奈川県小田原市久野333
④　東海工場　静岡県磐田市西之島78－３
⑤　九州原料本部　熊本県合志市幾久富1568－３
⑵　燃料ガス類（物品の購入）
①　岡山印刷工場　岡山県岡山市御津高津120―12
２　申請の時期
平成22年１月12日から平成22年２月５日
３　申請の方法
⑴　日本たばこ産業株式会社所定の申請書を使用すること
⑵　申請書用紙及び申請書提出要領の配付場所
下記１⑶にて配付する
⑶　申請場所
ＪＴ東京調達サービスセンター　東京都大田区蒲田５―37―１ニッセイアロマスクエア９Ｆ
電話　　03―6830―1830
ＦＡＸ　03―5713―3327
⑷　申請書の提出方法
申請場所に持参又は郵送（書留郵便又は配達記録郵便）による
⑸　申請書等の作成に用いる言語
日本語に限る
４　競争に参加することができない者
⑴　成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人または破産の宣告を受けた者で復権を得ていない者
⑵　次の各号に該当する者であって、その事実のあった日から２年を経過していない者
①　契約有資格者の調査にあたり、虚偽の申告をした者
②　契約にあたり談合を行い、会社に不利益を及ぼした者
③　次のイからニの事由により、契約を解除された者
イ　正当な事由なくして契約期間内に履行を完了しなかった場合または履行完了の見込みのない場合
ロ　契約の履行につき不正行為が存在し、会社に著しく不利益を及ぼした場合
ハ　契約の履行に関し、故意に会社の社員の指揮監督に従わなかった場合
ニ　法令または契約の条項に基づく会社の正当な権限の行使を妨害し、または虚偽の行為により会社に不利益を及ぼすと認める場合
④　工事代金の前払金に関する保証金の徴収処分を受けた者
⑶　その他契約責任者において競争に加わらせることが著しく不適当と認められる者
５　競争参加者の資格審査
競争に参加しようとする者の経営規模、経営状況等について日本たばこ産業株式会社で定めた「契約参加資格審査事務取扱要領」により、資格審査を行うものとする。
６　資格審査結果の通知
申請者には、資格審査の結果を文書で通知する。
７　資格の有効期間
競争参加資格の有効期間　平成22年４月１日から平成24年３月31日
８　競争参加資格を有する者の名簿の閲覧先
上記３⑵の申請書用紙及び申請書提出要領の配付場所に同じ

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり特定役務の調達を予定していますので、当該調達に関して資料等の提供を招請します。
平成22年１月12日
外務省大臣官房会計課長　水鳥　真美